

議案番号	件名																											
提案課名	内容																											
議案第46号	三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について																											
国保医療課	<p>【改正趣旨】</p> <p>教育費等経済的負担が大きくなる高校生期の子どもがいる世帯を支援するため、現在中学生までを対象に実施している通院医療費に対する助成を、高校生期まで拡充するもの。</p> <p>【改正内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="3">《現行制度》</th> <th>《改正後》</th> </tr> <tr> <th>所得区分</th> <th>未就学児</th> <th>小学生 中学生</th> <th>高校生等 ※</th> <th>高校生等 ※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">通院</td> <td>市民税非課税で一定基準を満たす世帯</td> <td rowspan="3">無料</td> <td rowspan="3">2割負担 1医療機関あたり1日上限400円(月3回目からは0円)</td> <td rowspan="3">3割負担 助成なし</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>市民税所得割額 23万5千円未満</td> <td>⇒ 小中学生に同じ</td> </tr> <tr> <td>市民税所得割額 23万5千円以上</td> <td>⇒ 小中学生に同じ</td> </tr> <tr> <td>入院</td> <td>所得区分なし</td> <td colspan="3">無料</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者を対象とし、高等学校等への在学を要件としない。</p> <p>【施行期日】 令和6年1月1日</p>			《現行制度》			《改正後》	所得区分	未就学児	小学生 中学生	高校生等 ※	高校生等 ※	通院	市民税非課税で一定基準を満たす世帯	無料	2割負担 1医療機関あたり1日上限400円(月3回目からは0円)	3割負担 助成なし	無料	市民税所得割額 23万5千円未満	⇒ 小中学生に同じ	市民税所得割額 23万5千円以上	⇒ 小中学生に同じ	入院	所得区分なし	無料			無料
			《現行制度》			《改正後》																						
所得区分	未就学児	小学生 中学生	高校生等 ※	高校生等 ※																								
通院	市民税非課税で一定基準を満たす世帯	無料	2割負担 1医療機関あたり1日上限400円(月3回目からは0円)	3割負担 助成なし	無料																							
	市民税所得割額 23万5千円未満				⇒ 小中学生に同じ																							
	市民税所得割額 23万5千円以上				⇒ 小中学生に同じ																							
入院	所得区分なし	無料			無料																							